景観形成基準チェックシート（建築物・工作物）

|  |  |
| --- | --- |
| 届　出　者 |  |
| 行為の場所 |  |
| 周辺景観の特　　　性 |  |

【美川宮前通り、美川新町西町内】（まちなみ景観形成基準）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 一般の建築物の建築などを行う場合 | 配慮・措置の内容 | ※適否 |
| 項　目 | まちなみ景観形成基準 |
| 位　置 | * 通りに面する外壁の壁面の位置、軒線の高さはできるだけまちなみとの調和に努める。
 |  |  |
| * ３階部分は、道路から出来るだけ後退する。
 |  |  |
| 高　さ | * 階数は、３階建て以下とする。
 |  |  |
| 形態・意匠・色彩 | 屋　根・　庇 | * 勾配屋根とし、色彩は黒系を基調とする。
 |  |  |
| 外　壁・軒　裏 | * 木、土、漆喰等伝統的素材に準じた仕上げとする。
 |  |  |
| * まちなみと調和した落ち着いた色彩を基調とする。
 |  |  |
| 建　具 | * まちなみと調和した落ち着いた色彩を基調とする。
 |  |  |
| 設　備 | * 通りに面する設備機器は、通りからの見え方に配慮する。
 |  |  |
| 門塀・垣 | * 設置する場合は、まちなみとの調和に配慮する。
 |  |  |
| 駐車場 | * 道路からの見え方に配慮する。
 |  |  |
| 植　栽 | * 既存樹の保存に努める。
 |  |  |

備　考

１．配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。

２．※欄は記入しないでください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| まちなみに調和した積極的な修景や、保存のための修理を行う場合 | 配慮・措置の内容 | ※適否 |
| 項　目 | その他の基準 |
| 位　置 | * 外壁の壁面の位置、軒線の高さは、まちなみに揃えるよう努める。
 |  |  |
| * 外壁の道路からの後退距離は１階部分は1.5ｍ以下とする。
 |  |  |
| 高　さ | * 階数は、２階建て以下とする。
 |  |  |
| 形態・意匠・色彩 | 屋　根・　庇 | * 角地等を除き、切妻平入り、黒瓦葺きを原則とし、１階には下屋又は庇を設ける。
 |  |  |
| 外　壁・軒　裏 | * 木、土、漆喰等伝統的素材を用い、落ち着いた色彩を基調とする。
 |  |  |
| 建　具 | * 通りに面する部分の窓、格子等は木製を基本とし、伝統的な様式とする。
 |  |  |
| 設　備 | * 屋外の設備機器等は、通りから見える位置には設置しない。やむを得ない場合には、目隠しなどを設ける。
 |  |  |
| 門塀・垣 | * 設置する場合は、板塀、生垣とする。
 |  |  |
| 駐車場 | * 通りから車が直接見えないように建物との一体化を図り、扉は伝統的意匠を基調とする。
 |  |  |
| * 専用駐車場は、通りに面した部分に板塀、生垣を設置する。
 |  |  |
| 植　栽 | * 既存樹の保存に努め、前庭がある場合、黒松等伝統的まちなみを象徴する樹種を植栽する。
 |  |  |

備　考

１．配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。

２．※欄は記入しないでください。

【美川宮前通り、美川新町西町内】（景観法に基づかないその他の基準）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 一般の建築物の建築などを行う場合 | 配慮・措置の内容 | ※適否 |
| 項　目 | その他の基準 |
| 形態・意匠・色彩 | 屋　外広告物等 | * 屋上広告物は、設置しない。
 |  |  |
| 公共施設 | * 道路、通路、排水施設、道路内の街灯・案内表示板等、その他の付帯施設の日常的な清掃は協議会で行う。
 |  |  |
| 建築物等 | * 建築物等の日常的な維持管理は、景観計画書、協定の趣旨を踏まえ、その建築物の所有者、管理者が適切に行う。
 |  |  |
| その他 | * 通りに面して自動販売機等を設置しない。
 |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| まちなみに調和した積極的な修景や、保存のための修理を行う場合 | 配慮・措置の内容 | ※適否 |
| 項　目 | その他の基準 |
| 形態・意匠・色彩 | 屋　外広告物等 | * 木製看板、のれん等の伝統的意匠素材を基調とする。
 |  |  |
| 公共施設 | * 道路、通路、排水施設、道路内の街灯・案内表示板等、その他の付帯施設の日常的な清掃は協議会で行う。
 |  |  |
| 建築物等 | * 建築物等の日常的な維持管理は、景観計画書、協定の趣旨を踏まえ、その建築物の所有者、管理者が適切に行う。
 |  |  |
| その他 | * 通りに面して自動販売機等を設置しない。
 |  |  |

備　考

１．配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。

２．※欄は記入しないでください。